**【テーマ４】　安全で安心な日常生活を支える公衆衛生の向上**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ○医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進を図ります。  ○「第３期大阪府食の安全安心推進計画」の策定と「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導の実施により、府民の食の安全・安心の確保を図ります。  ○生活衛生営業施設（理容所・美容所、旅館等）の衛生対策、水道事業の基盤強化等を通じ、府民の生活衛生の維持・向上を図ります。  ○本年４月に設立した（地独）大阪健康安全基盤研究所との連携を確保しつつ、機能強化等への取組みを促進し、府域全体のセーフティーネットの向上を図ります。  （中長期の目標・指標）  ・医薬品や食品等の安全性を確保するとともに、生活衛生営業施設の衛生対策や水道事業の基盤強化を進めることにより、府民の安全・安心な生活を守ります。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **医薬品等の品質・有効性・安全性の確保** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■医薬品の適正な流通の確保**  ・医薬品卸売販売業者への立入調査を実施し、偽造医薬品の流通防止を図る。  **■医薬品製造所の調査員（ＧＭＰ（\*28）調査員）育成**  ・医薬品製造技術は、日々進歩しており、国際的な動向も踏まえた最新の知識の習得や研鑚を行うための、教育訓練を実施する。  （スケジュール）  ・年間計画のもと、計画的にＧＭＰ調査員の資質向上に向けた教育訓練を実施する。 | ◇活動指標（アウトプット）  ・医薬品卸売販売業者への全件調査（約1,200件）を実施する。  ・府内卸販売業者の販売の実状を把握する。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・医薬品の適切な流通を確保し、府民の安心安全を確保する。  ◇活動指標（アウトプット）  ・製造現場での実地研修、国際的な動向などの最新情報を含めた教育訓練を年１２回以上、近畿府県合同で開催する。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・ＧＭＰ調査員の資質向上により、医薬品の品質、有効性及び安全性の維持・向上を図る。  （数値目標）  ・教育訓練を通じ、新たにＧＭＰ調査員９人、リーダー調査員３人以上を育成する。 | ○薬務課・保健所による医薬品卸売販売業者への  立入調査を実施（100％実施：1,199件）  ○近畿府県合同での教育訓練を実施（計：１２回）  ・医薬品製造現場等での実地研修　　　　　：７回  ・国際動向等を踏まえた座学による教育訓練：５回  ○新たにＧＭＰ調査員９人、リーダー調査員３人を育成した。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **危険ドラッグ対策・薬物乱用防止啓発活動** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■危険ドラッグ対策**  ・新たな危険ドラッグの国内流通を防ぐため、国に先駆けて未規制の危険ドラッグについて迅速な規制を行う。  **■薬物乱用防止啓発活動**  ・大学内での薬物乱用防止啓発の充実を図る。  ・青少年に対して、乱用薬物に関する正しい知識の普及を図る。（再掲） | ◇活動指標（アウトプット）  ・「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて知事指定薬物への指定を行うべく、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、未規制の危険ドラッグの調査研究を行う。  　　　　　　　　　　　　　　調査対象品目数　２０品目以上    ◇成果指標（アウトカム）  ・調査研究結果に基づき、迅速に知事指定薬物への指定を行う。  ◇活動指標（アウトプット）  ・大学関係者に対して、大学内での自発的な啓発活動を支援するための研修会を行う。  ・小・中・高校の薬物乱用防止教室100％実施をめざし、教室に薬物乱用防止指導員を派遣する等の支援を行う。  ◇成果指標（アウトカム）  ・大学内における自発的な薬物乱用防止運動により、薬物、特に大麻について、正しい知識を普及し、誤った情報による薬物乱用を防止する。  ・薬物乱用の危険性について、小・中・高校生等が正しい知識を身につける。 | 〇地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力し、未規制の危険ドラッグの調査研究を実施。  調査実施品目数：21品目  ○新たに知事指定薬物を16品目指定した。  ○大学内での啓発の充実  ・薬物乱用防止活動（大学関係者向け）説明会開催  （7月）　　大学関係者　29大学32名参加  ・大学内での薬物乱用防止啓発活動への資材提供  ○薬物乱用防止教室実施支援等  ・薬物乱用防止指導員等への研修会開催（6月）  　薬物乱用防止指導員　181人  市町村薬物乱用防止担当者　35人  計216人  ・薬物乱用防止教室へ派遣する指導員（教育講師）への講習会開催（7月）  　薬物乱用防止教育講師　77人 ・小・中・高校の薬物乱用防止教室への指導員派遣  及び資材提供  ○薬物乱用防止教室の実施率  　小学校　100％、中学校　100％、高校　100％ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **府民の食の安全と信頼の確保** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■大阪府食の安全安心推進計画の策定**  ・大阪府食の安全安心推進条例に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を府、食品関連事業者及び府民が共に協力して総合的・計画的に推進するための長期計画として、食の安全安心推進計画（第３期：H30年度～H34年度）を策定する。  ・今年度策定する第３期計画にあたっては、第２期計画（H25年度～H29年度）の成果や課題を精査し、施策内容の充実を図る。  （スケジュール）  H29年7月：素案策定  H29年10月：案策定  H29年11月：パブリックコメント募集  H30年3月：決定 | ◇活動指標（アウトプット）  ・「第3期大阪府食の安全安心推進計画」を策定（H29年度中）  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・生産から消費に至るまでの各段階における食の安全・安心の確保に関する施策について、数値目標を設定すると共に具体的な取組を明らかにする。  ・第３期計画では新たに２点の「重点施策」を設定する。  　【重点施策】  　新たな食品表示基準に基づく食品表示の適正化の推進  　国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進 | ○「大阪府食の安全安心推進協議会」の開催。（８月、２月：２回）  ○「大阪府食の安全安心推進計画等プロジェクトチーム会議」の開催。(6、8、２月：３回)  ○パブリックコメントの実施(11月13日～12月13日)  　　意見募集の結果　39件  ○第3期食の安全安心推進計画の策定(3月28日)  【計画の概要】  ・食の安全安心を確保するため、４つの施策の柱のもとに１３の基本施策を掲げ、府・府関連施設が取り組む57の具体的事業を設定。  ・数値目標を17項目設定。  ・重点施策を2施策（左記参照）設定。 |
| **飲食に起因する健康被害の未然防止** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■健康被害の未然防止と監視衛生指導等の充実**  ・大阪府における過去３年間の食中毒発生件数において、カンピロバクター食中毒が過半数を占めているため、今年度の食中毒対策として、カンピロバクター対策に重点をおいた監視衛生指導等の充実を図る。  （カンピロバクター食中毒発生割合：過去３年）  （カンピロバクター/総数）  H28年 53%（50件/94件）  H27年 51%（51件/100件）  H26年 55%（41件/75件）  （スケジュール）  29年7～９月 重点的に監視指導 | ◇活動指標（アウトプット）  ・事業者向けに「カンピロバクター食中毒予防」啓発リーフレットを作成し衛生指導を行う。  （指導施設）飲食店：約12,000施設  （大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、全施設  (約31,000施設)の概ね1／3を指導予定）  ・カンピロバクター食中毒が発生しやすい施設をリスト化し、重点的に監視指導を実施する。  　（指導施設）焼き鳥店等：約600施設  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・監視指導を通じて、食品事業者に食肉の取扱等、食中毒防止対策の徹底指導を行い、府民の食の安全確保を図る。 | ○事業者向け「カンピロバクター食中毒予防」啓発リーフレットを作成（6月）。飲食店へ配布し、衛生指導を実施。  （指導施設）飲食店：14,769施設（3月末時点）  ○リスト化した施設に対して重点的に監視指導を実施。（7～9月）  （指導施設）1,229施設  ［内訳：焼き鳥店等547施設、その他682施設］  ○監視指導を通じて、鶏肉の生食メニューの危険性について指導し、食品事業者の食中毒防止意識を高めた。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **生活衛生営業施設に対する計画的監視指導等** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■生活衛生営業施設に対する計画的監視指導**  ・数多くある営業関係施設に対して、監視・指導等の業務を重点的かつ効率的に実施するため、「大阪府保健所環境衛生業務実施計画(\*29)」を策定し、監視指導を行う。  （スケジュール）  ・各保健所において地域特性及び施設の管理状態等に応じた計画を策定し、監視指導を実施（H29年4月1日～H30年3月31日） | ◇活動指標（アウトプット）  ・大阪府保健所管内の営業関係施設（理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場）に対し、「大阪府保健所環境衛生業務実施計画」に基づき、各保健所において立入検査を行う。  [対象施設別監視目標の内訳]  ・理容所、美容所、クリーニング所：施設数の20％  ・興行場、旅館、公衆浴場：全施設  【参考】管内施設数（H29年3月末時点）  ・理容所：2,533 ・興行場：41  ・美容所：5,378 ・旅館：367  ・クリーニング所：2,234 ・公衆浴場：323  ・また、違法民泊については、ネット検索等により特定した施設の営業者に対し、許可・認定を取得するか、営業をやめるよう指導を行う。  ◇成果指標（アウトカム）  ・施設の維持管理状況等について現状を把握し、不適施設に対して改善指導を行うことで生活衛生の維持・向上を図る。 | ○各保健所の計画に基づき立入検査を実施。  【年度末時点での監視施設数及び達成割合】  理容所：550施設（107％）  美容所：1,125施設（104％）  クリーニング所：462施設（100％）  興行場：35施設（85％）  公衆浴場：283施設（88％）  旅館：282施設（77％）    ○違法民泊の取締り状況【H30.3月末時点】  H29.４調査時点でのインターネット仲介サイト掲載件数と府民等の通報施設数(a)　　　　　　　　　 　　　308件  H29.4～H30.3に通報、調査等で判明した施設数(b) 　　65件  (a)+(b)のうち、所在地を推定できた施設数(c) 215件  (c)のうち、既許可施設数　　　　　　　　　　　　　　　87件  許可等取得件数　　　　　　　　　　　　　　6件  営業をやめさせた件数　　　　　　　　　　 62件  調査指導中の件数　　　　　　　　　　　　53件  旅館業非該当施設 　　　　　　　　　　　　7件  なお、平成27年度から今までに営業をやめさせた件数  の合計は146件。 |
| **水道事業の基盤強化** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■水道事業の持続性を確保するための取組**  ・各水道事業者（\*30）の広域化（事業統合等）に向けた動きを促進させるため意見交換会を開催する等、水道事業の基盤強化に関する取組を行う。  ・知事認可水道事業者への立入検査を、計画的に行う。  （スケジュール）  ・立入検査の実施（７～９月　茨木・藤井寺保健所管内、１０～１２月　泉佐野保健所管内、大阪広域水道企業団(\*32)水道事業等）  ・技術研修会の開催（９月）  ・基盤強化に係る意見交換会の開催（１２月） | ◇活動指標（アウトプット）  ・府内全水道事業者（２水道用水供給事業者 (\*31)、43水道事業者）との基盤強化に係る意見交換会を開催する。  ・各水道事業者が統合による経費の削減、老朽管の効果的な更新、水道料金の値上げ抑制などの試算を行えるよう研修会を開催する。  ・知事認可水道事業者（１水道用水供給事業者、３３水道事業者）へ年1回立入検査を行う。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・広域化等基盤強化施策にかかる各水道事業者の課題等について意見交換を行い、対応策を検討し、広域化に向けた取組みを加速させる。  ・運営基盤の強化、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進、広域的な水質管理について、立入検査等を通じ、必要な助言・指導を行うことで適正な水道事業運営を確保する。 | ○水道事業管理者との意見交換を個別に実施。（８月　高槻市、八尾市、泉南市）  全体の意見交換会については、府域を８グループに分け、水道施設（配水池、ポンプ場等）の情報を基に、施設の最適化に関して意見交換を実施。  ○アセットマネジメントの結果を更新計画に反映している府内事業者の協力を得て、全水道事業者を対象に技術研修（先行事例紹介）を実施。（９月）  ○知事認可事業者については、保健所と連携して立入検査を実施。（1２月末までに　34/34事業者に立入検査済み）  ○第10回副首都推進本部会議（８月）で、水道事業がテーマとして取り上げられたことを受け、本部会議に検討チーム（副首都推進局、健康医療部、大阪市水道局）を設置し、水需要の見通しや府域水道事業の最適化に関して検討中。平成３０年5月の副首都推進本部会議にて、中間報告予定。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **地方独立行政法人化した地方衛生研究所との連携・機能強化** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（３月末時点）＞** |
|  | **■地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における機能強化等の取組み促進**  　・本年４月に設立した同研究所が「西日本の中核的な地方衛生研究所」に相応しい機能を備えることができるよう、機能強化の具体化や第１期中期目標（H29年度～H33年度）の達成に向けた取り組みを促進する。  （機能強化）  　・健康危機管理を担う部門の設置  　・疫学解析研究を担う部門の設置  　・試験検査の信頼性を確保する精度管理部門の設置  　・中核市に対する支援体制の構築  　・学術分野・産業界への支援・連携体制の確立 | ◇活動指標（アウトプット）  ・同研究所において機能強化の具体化や一元化施設の整備を推進するため、特定運営交付金や施設整備費補助金を交付する。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・同研究所が府内保健所や部内各課と一丸となって、府域全体のセーフティーネットを確保する。 | ○同研究所において以下の取組みを実施  ・同研究所に健康危機管理課や精度管理室を設置（４月）  ・大阪府・大阪市、府内全中核市との間で、健康危機事象発生時における対応等について協定を締結（４月）  ・試験検査の信頼性を担保するため、検査部門ごとに業務管理要領を策定（～９月）  ・一元化施設の整備に向け、土地利用、空間構成や施設特性、各諸室の内容・機能等を整理した基本計画を策定（～３月） |

|  |  |
| --- | --- |
| **【部局長コメント（テーマ4総評）】**  自己評価 | |
| **＜取組状況の点検＞** | **＜今後について＞** |
| **■医薬品等の品質・有効性・安全性の確保**  当初の目標を達成することができました。  ・平成29年1月に偽造医薬品の流通という事案が発生したことから、医薬品に対する府民の信頼性を確保するため、全ての医薬品卸売業者への立入調査を行い、偽造医薬品の流通防止や適正な医薬品管理体制の確認を行いました。  ・医薬品の製造所等への立入調査について、国際的な査察レベルに合わせるため、調査員の技能を向上させることを目的として最新の知識の習得や研鑽を行う等の教育訓練を実施し、訓練を受けた調査員が調査を行うことにより、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保を行いました。  **■危険ドラッグ対策・薬物乱用防止啓発活動**  当初の目標を達成することができました。  ・法律で取締ができない未規制の危険ドラッグの流通を防止するため、海外で流通している危険ドラッグを地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等関係機関の協力を得て、国に先んじて知事指定薬物として指定しました。  ・大麻をはじめとした薬物乱用の低年齢化や「大麻が安全」といった誤った情報の流布が課題であり、早期から正しい知識を身に着け薬物に手を出さないようにするため、小・中・高校で薬物乱用防止教室などの啓発を実施し、府内での違法な薬物の乱用防止に取組みました。  **■府民の食の安全と信頼の確保**  当初の目標を達成することができました。  ・「大阪府食の安全安心推進条例」に基づき、府民の食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、大阪府食の安全安心推進協議会の意見、11月に実施したパブリックコメントの結果を反映させ、平成30年度から34年度までの5カ年計画として、「第3期大阪府食の安全安心推進計画」を策定しました。  ・新たな食品表示制度の施行や国際標準の衛生管理手法であるHACCP制度化に向けた動きなど、今後の動向を踏まえた新たな課題に的確に対応していく必要があることから、第3期の計画では以下の２つの課題を重点的に取り組むことにしました。  　○新たな制度に基づく表示の適正化の推進  　○国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進  **■飲食に起因する健康被害の未然防止**  当初の目標を達成することができました。  ・大阪府ではカンピロバクターによる食中毒が最も多く発生しており、その原因食品に生又は加熱不十分な鶏肉料理が関与していることを受け、カンピロバクター食中毒対策としての飲食店への衛生指導及びリスト化した施設への重点的な監視指導を実施しました。飲食店等事業者に対して、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供することのリスクについて説明するとともに、二次汚染防止にかかる指導を行い、カンピロバクター食中毒の予防に努めました。  **■生活衛生営業施設に対する計画的監視指導**  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・生活衛生営業施設は、広く府民の方が利用される施設であり、施設における衛生管理の維持・向上が求められることから、計画的に監視指導を行いました。  ・理容所、美容所、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ所については、当初の目標を達成することができました。旅館、興行場、公衆浴場については、違法民泊対策に重点を置く等の地域性により全施設の監視はできませんでしたが、不適施設については何度も施設に赴く等、きめ細やかな指導を実施し、延べ監視件数では当初の目標を達成することができました。  ・違法民泊については、様々な情報を端緒として施設所在地特定を進め、関係機関とも連携しながら指導を実施しました。  **■水道事業の持続性を確保するための取組**  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・水道事業については、安心・安全な水を安定して供給することが求められますが、人口減による水需要の減少、水道施設の老朽化などにより、その持続性の確保が課題となっています。  ・水道事業への立入検査を実施するとともに、技術研修や意見交換会を開催するなど、「水道事業の持続性を確保」するための取組みが進んでいます。  **■地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における機能強化等の取組み促進**  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・大阪市と共同で設立した同研究所の統合効果を最大限発揮することができるよう、健康危機管理課や精度管理室が設置されるなどの機能強化や一元化施設の基本計画策定など、府民の健康と安全を守る取組みを進めました。 | **■医薬品等の品質・有効性・安全性の確保**  　・医薬品の品質・有効性・安全性の確保を図り、適正な使用を推進するため、引き続き、管理体制が不十分な卸売販売業者に対して、フォローアップ調査を行うとともに、国際的な動向や最新の知見を盛り込んだ教育訓練を計画的に実施し、調査員の資質の向上に努めます。  **■危険ドラッグ対策・薬物乱用防止啓発活動**  　・引き続き、危険ドラッグの国内流通を防ぐため、未規制の危険ドラッグの調査研究を実施するとともに、薬物乱用防止教室の講師となる薬物乱用防止指導員や学校薬剤師に対する研修を行うなど、薬物乱用の防止啓発に取り組みます。  **■府民の食の安全と信頼の確保**  　・「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全　築く安心」を実現するため、４つの施策の柱に、１３の基本施策を掲げ、基本施策に基づいて52の個別の取組事業を展開していきます。  　・重点課題に対応するため、2つの基本施策を「重点施策」として設定するとともに、15の個別の取組事業を条例等に基づく大阪府の独自事業として位置づけ、推進していきます。  　・推進計画は5カ年計画としていますが、必要に応じて随時見直し、計画に変更が生じた場合には公表します。また、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握し、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、「大阪府食の安全安心推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。  **■飲食に起因する健康被害の未然防止**  　・カンピロバクター食中毒の発生件数を減少させるためには継続した監視指導が必要であることから、引き続き、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店に対して提供の自粛を求め、鶏肉を取り扱う施設に対して二次汚染防止対策を徹底するよう監視指導を実施します。  **■生活衛生営業施設に対する計画的監視指導**  　・今後も「大阪府保健所環境衛生業務実施計画」に基づき、各保健所において立入検査を行い、府民の方が安心して施設を利用できるよう維持管理指導に努めます。  　・違法民泊については、住宅宿泊事業法が施行される6月に、再度インターネット仲介サイトの調査を実施し、所在地が不明な施設については、住宅宿泊仲介業や管理業を所管する関係省庁へ情報収集し、積極的に対策を講じていきます。  **■水道事業の持続性を確保するための取組**  **・**水道事業者が単独で事業を継続する場合と統合等により最適化する場合の各検討ケースについて、大阪市と共同でシミュレーションし、事業費削減効果等の算出を行います。  ・改正が予定されている水道法への対応を含め、事業統合や広域化等に関して市町村と意見交換会を開催し、水道事業の持続性を確保するための取組みを促進します。  **■地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所における機能強化等の取組み促進**  ・引き続き、同研究所が「西日本の中核的な地方衛生研究所」に相応しい機能を備えることができるよう、同研究所における健康危機管理体制の構築など機能強化の具体化や一元化施設の整備に向けた取組みを推進します。 |